

令和2年4月8日

各小学校保護者 様

富士宮市教育委員会
(学校教育課)

臨時休業に伴う学校での児童の一時預かりについて

このことについて、緊急の対応として、下記のとおり一時預かりを実施いたします。

ついては、一時預かりを希望する保護者は、確認事項をよく読み、申請書に署名をして提出いただきますようお願いいたします。

記

1 期 間

4月13日(月)から5月1日(金)の平日(※土日・祝日は除く)

午前8時から午後2時30分

2 対象児童

- (1) 小学校低学年(1、2年生)・特別支援学級に在籍する児童のうち、保護者が仕事を休めないなどの理由があり、自宅等で1人で過ごすことができない児童
- (2) 放課後児童クラブを利用している児童のうち、保護者が一時預かりを希望する児童

3 確認事項

- (1) 登下校は、保護者の責任において行ってください。児童のみで歩いて登校しても構いませんが、安全に十分注意するようにお子さんに話をしてください。
- (2) 多数の児童が教室に集まりますので、感染症のリスクが生じます。可能な限り自宅で過ごせるように配慮していただくことが、感染拡大防止につながります。
- (3) 登校する際には、弁当、自習用の学習用具、健康チェックカードを持参してください。また、マスク、うがい用のお茶等、感染予防の対策もお願いします。

4 申請の方法

3の確認事項を読み、一時預かりを希望する御家庭は、別紙申請書に必要事項を記入の上、4月10日(金)までに学校へ提出をお願いします。

5 その他

- (1) 対象児童に該当しないが、特別な事情がある場合は、学校に相談してください。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、自宅で静養をお願いします。
- (3) 感染拡大の状況に応じて、一時預かりを中止する場合があります。

富士宮市立

小学校

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業における児童一時預かり申請書

令和2年4月 日

富士宮市立
学校長 様

小学校

保護者名（保護者自署）

印

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業にあたり、以下の確認事項
に関して起こり得るすべての事柄に対し、保護者の私がすべての責任を負うこと
を約束し、※_____の一時預かりを申請します。

※_____には児童名をご記入ください。

確 認 事 項

- ・通常行われる見守り隊などの交通指導は行われなため、安全に登下校できるよう保護者が配慮する。
- ・他者と接触することにより、新型コロナウイルス以外にかぜなどにも感染する可能性があることを承知する。
- ・各自で感染症予防の対策をとる。
- ・弁当、水筒、学習にかかわる用具等は、各自で準備する。
- ・毎朝検温をして健康チェックシートに記入したものを提出する。
- ・子供の安全確保のため、一時預かりを利用しない場合は、学校に必ず連絡する。
- ・預かり中にけががあった場合、スポーツ振興センターの対象外となることもある。